

第十二回 参議院大蔵委員会會議録 第二号

昭和二十六年十月二十四日(水曜日)午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

理事

大矢半次郎君
伊藤 保平君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
小林 政夫君
小宮山常吉君
田村 文吉君
櫻内 辰郎君
菊田 七平君
森 八三三君

政府委員

大蔵政務次官

西川甚五郎君

大蔵省銀行局長

河野 通一君

事務局側

常任委員

木村常次郎君

会専門員

小田 正義君

会専門員

酒井 俊彦君

説明員

大蔵省理財局長

酒井 俊彦君

本日の會議に付した事件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)(第十一回国會議決)

○会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

○日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○連合国財産補償法案(内閣送付)

○理事(大矢半次郎君) これより第二回の大蔵委員会を開会いたします。

本日議程に予定されました小委員の設置に関する件は、社会党のかたが本日は都合があつてお見えになりませんからしてこれは後日に譲りたいと思ひます。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、前回の御協議に基きまして、先般木内委員、小林委員と私と三人で司令部へ参りまして、ガバメント・セクションのワイリアムス氏に会いましていろいろと事情を説明いたしましたところ、これを諒とせられまして、もう一遍ガバメント・セクションからESSのほうに廻しまして、更にESSにおいて再検討して頂くことになつておるのであります。近々又ESSに参つて交渉しようと思つております。

次に会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案及び連合国財産補償法案の三案を議題に供します。日本輸出銀行法の一部を改正する法律案及び連合国財産補償法案の二案は予備審査であります。先ず右三件につきまして提案の理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となつております会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

後我が国の経済が不安定で、企業整理の内容も極めて弱体であつた時期において、利益配当を規制し、会社整理の健全化を図ることを目的としたものであります。その後我が国の経済は、漸次安定を回復し、企業整理の内容も充実に参り、この法律制定当時の状況とは相当趣きを異にするに至つて来ているのであります。勿論、今後も利益配当の適正を期し、社内留保の蓄積を図ることが必要であることは申すまでもありませんが、配当規制に関するこの法律の趣旨は、先般施行された改正商法によつておおむね取入れられておりますので、この法律廃止後も配当の適正化に関する法的措置に欠けることはなないものと考へられるのであります。

右のような状況に鑑みまして、会社利益配当等臨時措置法を廃止するたため、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に日本輸出銀行法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、先に輸出振興の重要性に鑑みまして、機械輸出等いわゆるプラント設備の輸出の伸長を図るため、日本輸出銀行を設立したのであります。而して本年九月末現在における日本輸出銀行の融資承諾額は五十四億六千万円、融資実行額は四十六億三千万円となつておりますが、最近における東南アジアその他の地域からのプラント輸出の引合は、相当の額に上つており、それに伴ひ日本輸出銀行の融資も漸次

果増する見込であります。殊に最近の契約事例に徴しますと、諸種の事情によりその契約期間は漸次長期化する傾向にあり、この点をも考慮いたしますと、この際日本輸出銀行の資力の充実に図ることが必要であると考えられるのであります。政府はこれらの諸点に鑑み、日本輸出銀行の資本金を二十億円増加し、百七十億円とし、本年度補正予算において二十億円の追加出資をいたすこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に連合国財産補償法案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、連合国との平和條約第十五條の規定に基き、連合国又は連合国人が開戦時に日本国内に有していた財産について戦争の結果生じた損害の補償を行うために必要な事項を規定するものであります。従来この種の補償は、平和條約上の義務とせられるのが例であり、イタリヤ、ブルガリア等の平和條約におきまして、これに關する詳細な規定が條約中に設けられていたものであります。対日平和條約におきましては、條約の條項を成るべく簡潔ならしめて、その成立を促進する趣旨を以て、條約中には補償の原則のみを規定し、その細目は日本の国内法によらしめる形がとられたわけでありました。併しながら、事柄そのものは條約の内容をなすべき性質を持つております關係上、連合国側と十分協議を遂げて法律案を作成したものでありまして、この法律案は、條約中にも引用されてお

れており、實質上は條約と一体をなすものと申すべきであります。

次に、この法律案の内容につき主な点を申し上げますと、先ず第一は、條約第十五條の趣旨に沿つて補償の原則を定めたことであります。補償の原則としましては、連合国又は連合国人が開戦時において本邦内に有していた財産について戦争の結果損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものといたしてあります。即ち、補償を受ける主体は、連合国又は連合国人に限られ、補償の対象となる財産は、開戦時において平和條約の規定により日本国の主権が回復される地域にあつた財産に限定されることになつております。又補償される損害は、戦時行為に基因する損害、戦時特別措置に基因する損害など特定の原因に基く損害に限定されております。なお、返還できない状態にある財産については、正当の事由なくして所定の期限までに返還の請求がなかつたときは、損害の補償はされないことになりました。

第二は、損害額の算定について規定したことであります。損害額の算定方法につきましては、財産の種類ごとに規定を設けてありますが、原則として、財産を開戦時の状態に回復するため必要な金額によることになつております。又連合国人がすでに利益を受けているような場合には、損害額からこれに相当する金額を差し引いて補償金額を定めることとし、日本側の負担が公正なものとなるように措置いたしてあ

ります。

第三に補償金の支拂方法について規定したことであります。補償請求の手続及び期限をいたしましては、請求権者が、その所屬する国の政府を経て、平和條約の発生效から十八ヵ月以内に日本国政府に対し、補償金支拂請求書を提出することを要するものと、この期間内に提出がないときは、補償金の支拂請求権を放棄したものとみなされることにいたしてあります。補償金の支拂は、原則として円貨を以てし、又一會計年度における支拂の限度を百億圓に限定する等我が国の財政状態及び為替状態に成るべく困難な影響を與えぬよう配慮いたしてある次第であります。

最後に、日本国政府の決定した補償金額に対して異議がある場合の解決方法としては、一定期間内に再審査の請求をすることを認め、これを審査するため連合國財産補償審議會を置くこととしておりますが、なお、連合國との間に特別の協定がなされる場合には、その協定に定める手続によるべき旨の規定が設けられてあります。

以上申し上げましたように、この法律案は、対日平和條約に基き、且つ條約と一体をなす補償事項についてその実施方法を規定したものでありまして、我が國が平和條約上の義務を履行するために是非とも必要なものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○理事(大矢半次郎君) 次にこの三案について質疑に入ります。ちよつと速

記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(大矢半次郎君) 速記を始めて下さい。

○小林政夫君 今の御説明にもありましたように、この補償法案は平和條約と一体をなすものでありますから、平和條約を承認批准するならば当然この法案も條文通り認めざるを得ないといふことになると思うのです。それで、いこののであります。これは我々のほうで審議をして修正の余地があるのかないのかというところ……。

○政府委員(西川甚五郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(大矢半次郎君) 速記を中止して下さい。

〔速記中止〕

○理事(大矢半次郎君) それでは速記を開始して下さい。本日は別にこれ以上御質疑がなければ散会したと思ひますが、この補償法案の逐條の説明は、西川政務次官のおつしやつた通り次の機会に譲りたいと思ひます。その他の法案につきましても御質疑があればなお継続してよろしいのですが、如何ですか。或いは政府委員のほうから今の提案理由の説明以上に何か説明することがありますればこの際伺つておいてもよろしいと思ひます。

○黒田英雄君 銀行局長が見えてるようですが、会社の利益配当等臨時措置法が施行されてから、今日で廃止しようというのですが、それまでの間にこの法律の結果としてどういふ……何と言つたらいいか、いろ／＼制限があるようですが、それによつて何か不都合を生ずるようなこと、又実際にどういふ効果を生じたかというふう

な何か御説明があれば承りたいのですが。

○説明員(酒井俊彦君) この法律は、御承知のように大体会社の整理を適正にするために普通の利益金以外の臨時的な利益金で配当してはいけなかつたか、或いは資本準備金として積立てるべきものは当然積立てたあとで配当しなければいかんとか、或いは又支拂期日が来ているところの借金を返済しないで配当してはいけなかつたというようなことが主な内容になつております。これらの点は大体商法の規定と重複したような規定でございます。むしろ配当の基準といつたようなものでござい

ますので、まあこの規定によりまして、商法と合せて適正な、会社の整理が適正に行われるという程度の効果があつたかと思ひます。なお特別のものといつたしまして、特別整理会社及び集中排除の指定を受けた会社、それから制限会社といつたようなものは、許可を受けなければ配当ができません。これは丁度整理の過程にありまして、会社の資産にかまわずにどん／＼配当いたしますと、過去において切捨てられました債権者その他に影響がございまして、会社が配当いたしましたも、そういう債権者等に迷惑をかけることがないという確証を得た場合に限りて許可をいたしていただくわけでありまして、そこで従来の実績から申しますと、許可件数が年に三、四十件乃至、多いときには五、六十件という程度許可の申請が出て参つております。併しいずれも検討いたして見ますと、別段そういうものはかの債権者等に迷惑をかけるという申請はございませんでしたので、受付

けましたものはすべて許可に相成つております。従ひまして、これによりまして非常な会社の配当等のやり方に制約を受けたというふうなことは、まあ事実問題として余りなかつたのじやないかと考えております。先ほどの提案理由の御説明にもありましたように、今日におきましてはすでに集中排除の会社も整理を完了しておりますし、なお企業再建整備法によりまして、この特別整理会社も、その後殆んど実行が済んだような状況にありまして、従ひまして今後といたしましては、

商法と殆んど精神を同じくする、適正な整理という面からの、そういう当然の、むしろ会社整理としては当然の規定だけが残ることになります。従来

の效果と申しますと、まあああいう混乱時代でございまして、こういう法律によりまして、普通に収益を上げた、普通の収益からでなければ配当できない、臨時的なものでどん／＼支拂に充ててはいけなかつたというので、多少とも資本の蓄積に効果があつたかと考へておりますけれども、これを数字的にどうという御説明は、今結果は出ておりません。

○小林政夫君 面倒ですが、改正商法におおむね取入れたというのを、條文の対照で、あとでゆつくりでいいのですけれども、作つて頂きたいと思ひます。

係の会社配当ということについて、大蔵省が監督の立場からでしうけれども、いろ／＼と制限をお加えになるおつもりじやないと思ひますが、それと実質的に同じような話合いがあるのですけれども、そういうふうになつたときさつは、実は保險会社の場合には、実際に助成金の関係がありますが、一般的にこういう配当制限を一部やるといふ趣旨は、今理財局の文長から伺ひましたけれども、そういう趣旨の下に、金融機関のそういう問題については、この廃止せられる法案の趣旨に従つて

今後はおやりになる大蔵省としての一貫した御方針があるのですか。それともやはり金融機関のようなものは特殊のものだから、これは別個の考え方です。そういう問題を取上げて行くのだといつたようなお考えがあるのかないのか、その辺のところを一つお話を承わりたい。これは別にむづかしうお考えにならないで、氣持だけ一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) お尋ねの点であります。金融機関、銀行、保險の配当とか整理等につきましては、現在具体的な法文上の、整理を統制いたしますような規定はございせん。併しながら銀行にいたしましては或いは保險会社も同じであります。その使命が普通の株式会社、事業会社とのおつからその公共的な意義、任務、使命等から考えまして、或る程度の差異はあると思ひます。それがために金融機関については特に特別の法律ができておつて、一般の株式会社法に

よらず特別の監督規定その他ができておるわけでありまして、この趣旨からい

は今後約三十六億程度の貸付が年度内

に行われる見込であります。そうして回収金が約十五、六億程度残るかと思ひます。差引いたしまして年度内に今後約百二十億程度の貸出金の残高の増加と、こういうことに相成つております。従いまして年度末におきましては大体百六十六億、約百七十億程度のものが貸出金の残高として残る、大体そういう見通しであります。今度御提案申上げておきます輸出銀行の増資ができますことによりまして、資本金は百七十億ということになります。現在、先ほど申上げましたように輸出銀行といましては、この出資金以外には実は財源がないわけでありまして、この財源百七十億で以て年度一ぱい若干の余裕金を残して年度を越す、こういうふうな計画であります。ただ何分にも今やつております輸出金融業務は、プラント輸出でございまして、相当長いものが多いわけでありまして、最近でも御承知かと思ひますが、ゴアに対する鉄鉱石の關係の金融等相當進んではおりますが、對外的な為替相場の問題等の不安定な要素も実はありまして、その他の關係等もありまして、今申込は相當殺到いたしておりますが、これがどの程度實現の融資の對象として実を結びますか、これはやはり國際關係の經濟の動き等に左右される点がございまして、今申上げましたのは一応の見通しということで御了承頂きたいと思ひます。

○政府委員(西川基五郎君) 先ほどの小林さんの御質問についてお答え申し上げます。実は原則におきましては違ひはなかつたのでございまして、字句の英語に対する日本語の解釈について相當いろ／＼交渉もありまして、そ

の結果先週の日曜日にOKが参りました、それから字句を訂正して提出いたしましたような次第であります。御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) ちよつと今為替相場不安定ということを申上げましたが、これは円不安定という意味で申上げたものではございませんで、ポンドその他についての不安定要素をいふのでありますから、御了承願ひます。

○小林政夫君 ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(大矢半次郎君) 速記をとめて。

○速記中止

○理事(大矢半次郎君) 速記を始め。今日はこの程度にいたしまして、明後日午後一時から続行いたしたいと存じますが、如何でございませうか。

○異議なしと稱ふ者あり

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないと認めまして、今日はこれを以て散会いたします。

午前十一時十七分散会

十月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「百五十億円」を

「百七十億円」に改め、同條第二項中「百億円」を「百二十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から行施する。

十月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、退職所得に対する課税免除の請願(第一六号)(第一七号)

一、陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願(第一八号)

一、進駐軍の事故のための被害者に対する損害賠償の請願(第四六号)

一、洋紙の物品税撤廃に関する請願(第六三号)

一、たばこ小売の利益率引上げに関する請願(第六四号)(第六五号)

一、北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願(第六九号)

一、水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(第一〇八号)

第一六号 昭和二十六年十月十日受理

退職所得に対する課税免除の請願

請願者 名古屋市議會議長 横井恒治郎

紹介議員 鬼丸 義齊君

従来一般勤労者の退職金については源泉課税がなされてはいるが、退職金は普通通の給与金と性質が異なり、永年勤続の慰労金としての一時的最終的な給付であつて、退職後の生活にとつて唯一の所得であるから、一般勤労者の勤勞意欲を助長するため退職所得に対する課税を免除せられたいとの請願。

第一七号 昭和二十六年十月十日受理

退職所得に対する課税免除の請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機關整理委員 池沢 稔

紹介議員 木村禎八郎君

現行所得税法によれば、退職所得は變動所得として取扱われているが、他の變動所得または一般諸給与とは性質を異にし、多くは老後の生活をこれに託してゐるものであり、あるいは再就職までの保障金に過ぎないから、所得税法第十四條の退職手当に対する課税を撤廃して、退職所得は同法第六條の非課税所得とせられたいとの請願。

第一八号 昭和二十六年十月十日受理

陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市陶原男一ノ八瀬戸商工会議所会 頭 長谷川正博外三名

紹介議員 鬼丸 義齊君

陶磁器製品は、日常生活の必需品としてその需要は極めて広範に亘つてゐるが、これに課せられてゐる物品税が不合理であるため、國民生活を窮迫に陥れ、一方原料および燃料等は最近いちじるしい値上りを示し、生産原価の騰貴をきたしてゐるから、陶磁器製品に対する物品税を撤廃または改正せられたいとの請願。

第四六号 昭和二十六年十月十日受理

進駐軍の事故のための被害者に対する損害賠償の請願

請願者 福岡県知事 杉本勝次

紹介議員 野田 俊作君

昭和二十六年五月福岡市に起きた進駐軍の事故による住民の被害は、死亡十一名、財産の実損害一千一百万円以上である。しかししてこの事件に対する賠償は、終戦処理費から僅かに二十八万三千三百五十二円が支拂われたにすぎないが、この種の事件は被占領下の特殊性を考え、政府が賠償責任を負つて財産の損害に対する実額賠償を支拂うのは重要な国家的義務と考えられるから、このような事件に対しては、実額賠償に近い見舞金支給規定に変更するか、または、適切な補償の措置を講ぜられたいとの請願。

第六三号 昭和二十六年十月十日受理

洋紙の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内二ノ一〇日本洋紙会 内 中島慶次

紹介議員 田村 文吉君

昭和二十四年十月以来紙の物品税撤廃に關し再三陳情の結果、昭和二十六年一月に至りようやく板紙および和紙に対する課税が廃止されたが、最も大衆的でしかも需要の多い洋紙に五パーセントの課税を残したことは、國民生活の向上とわが國製紙産業の發展を阻害するのであるから、すみやかに洋紙の物品税を撤廃せられたいとの請願。

第六四号 昭和二十六年十月十日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

たばこ小売の利益率引上げに関する請願

請願者 兵庫豊岡市大開通一

五一豊岡煙草商業協同
組合理事長 藤井千太
郎外四十二名

紹介議員 赤木 正雄君

主食をはじめ電気、ガス、運賃、賃銀等の値上りによつてたばこ小売人は窮地に陥つてゐるから、たばこ小売の利益率を戦前の一割に還元せられたいとの請願。

第六五号 昭和二十六年十月十日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願(二通)

請願者 和歌山県田辺市上屋敷
町一田辺煙草商業協同
組合内 山本孫一郎外
二十一名

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第六九号 昭和二十六年十月十日受理

北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願

請願者 北海道旭川市長 坂東
幸太郎

紹介議員 木下 源吾君

政府は、現下の一般企業者の金融難打開のため、国民金融公庫機関の整備拡充を企図されてゐるが、従来北海道における公庫事務は札幌一箇所のみで地理的にみても不利不便が多いから、今回の整備拡充を機会に本道の中央部に位置する旭川市に国民金融公庫事務所を設置せられたいとの請願。

第一〇八号 昭和二十六年十月十一日受理

水あめ、ぶどう糖の物品価格騰貴に関する請願

請願者 長崎県大村市枯田津郷
七九六長崎県澁粉協同
組合理事長 谷川広治

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊
一郎君

水あめ、ぶどう糖の物品価格は業態事情からくる完全徴収の困難性、脱税業者の不完全設備に基因する国民保健に及ぼす影響、大切な外貨が節約できると、国内資源で賄える甘味給源の需要減退ならびに食料品に課税する不合理および、農業政策的見地等のいづれより見ても、極めて悪税であるから、政府はすみやかに実情を調査して全廃を図られたいとの請願。

十月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、連合国財産補償法案

連合国財産補償法案

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 損害額の算定(第五條—第十三條)

第三章 補償金の支拂(第十四條—第十九條)

第四章 連合国財産補償審査会(第二十條)

第五章 雑則(第二十一條—第二十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、連合国との間の平和の回復に伴い、連合国又は連合国人が本邦内に有してゐた財産について戦争の結果生じた損害に對し、補償を行うことを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約(以下「平和條約」といふ。第二十五條に規定する連合国をいふ。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいふ。
一 連合国の国籍を有する者
二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体
三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分(当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く)の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体
3 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他の平和條約により日本国の主権が回復される地域をいふ。

4 この法律において「戦時特別措置」とは、旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)による措置その他の對敵措置であつて、連合国の国籍を有する者の逮捕、抑留若しくは拘禁又は連合国人の財産の処分若しくは売却その他の日本の

政府又はその代理機関による公権力の行使として執られた措置をいふ。
5 この法律において「財産」とは、動産、不動産、これらのものの上に存する権利、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、債権、株式、出資に基く権利その他これらに準ずる財産権をいふ。

(補償の原則)
第三條 連合国又は連合国人が昭和十六年十二月八日(以下「開戦時」といふ)において本邦内に有してゐた財産について戦争の結果損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。但し、連合国人が有してゐた財産については、当該連合国人が旧敵産管理法により敵国として告示された国に所屬する場合又は当該連合国人が戦時特別措置により逮捕され、抑留され、若しくは拘禁され、若しくはその有してゐた財産を押収され、処分され、若しくは売却された場合に限る。

2 前項に規定する場合を除く外、戦時中本邦内に居住してゐなかつた個人又は本邦内において業務を行つてゐなかつた法人である連合国人が開戦時において本邦内に有してゐた財産について第四條第一項第一号又は第五号に掲げる損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。

3 返還できる状態にある財産について平和條約に規定される期限までに返還の請求がされなかつたときは、その財産について生じた損害は、補償されないものとする。

但し、その期限までに返還の請求がされなかつたことにつき日本政府がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

4 第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができるときは、連合国である場合を除く外、開戦時及び平和條約の効力発生時において連合国人であるものでなければならぬ。

5 連合国人の財産の承継人が平和條約の効力発生時において連合国人であるときは、その承継人は、第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができるときは、承継人が損害を生じてゐた財産を承継した場合においてはその損害についての補償の請求権を当該財産とともに承継したときに限る。

6 前五項の規定は、旧外債債処理法(昭和十八年法律第六十号)の規定の適用を受けた公債及び社債並びにこれらに係る利子債権については、適用しない。

(損害の範囲及び財産の所在)
第四條 前條第一項に規定する戦争の結果財産について生じた損害は、左の各号に掲げる損害とする。
一 日本国又は日本国と戦争し、若しくは交戦状態にあつた国の戦時行為に基因する損害
二 戦時特別措置その他日本政府又はその代理機関の措置に基因する損害
三 当該財産の管理者又は所持人が相当の注意を怠つたことに基

因する損害

四 連合国人が戦争のため当該財産を本邦内において保険に付することができなかつたことに基

因する損害

五 連合国占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で、連合国占領軍が相当の注意を怠つたこと又は連合国人が当該財産を保険に付することができなかつたことに基

第二章 損害額の算定

2 開戦時公海を航行中の日本船舶に船積されてた運送品又は手荷物であつて本邦内に陸揚されたものは、開戦時において本邦内にあつたものとみなす。

(有体物の損害)

第五條 有体物で返還されたものについて生じた損害額は、その財産の返還時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時(第十六條第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支拂う時をいう。以下同じ)において必要な金額のうち前條第一項に規定する損害に係る金額とする。この場合において、その財産がその返還後日本政府の負担によつて補修されたものであるときは、当該財産については、その補修された時の状態を返還時の状態とみなす。

2

有体物で滅失し、若しくは著しい損害が生じたため又は所在不明のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、開戦時の状態のその財産と同様の財産を本邦内において買入れるため補償時において必要な金額のうち前條第

一項に規定する損害に係る金額とする。

3 前二項に規定する有体物以外の有体物について生じた損害額は、その財産の平和條約の効力発生時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時において必要な金額のうち前條第一項に規定する損害に係る金額とする。

(用役物権及び不動産の賃借権の損害)

第六條 地上権、永小作権、地役権又は不動産の賃借権で、これらの権利の目的物の滅失又は著しい変更のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、これらの権利と同様の権利を本邦内において取得するため補償時において必要な金額とする。

(金銭債権の損害)

第七條 金銭債権について生じた損害額は、戦時特別措置により譲渡され、又は消滅した債権額とする。

2

金銭債権を担保する抵当権、質権、留置権若しくは先取特権が戦時特別措置により消滅した場合又はこれらの権利の目的物が戦争の結果滅失又は損じた場合における金銭債権について生じた損害額は、これらの権利の消滅又はその目的物の滅失若しくは損により債権者が弁済を受けることができなくなつた額とする。

(公債等の損害)

第八條 戦時特別措置の適用を受けた公債、社債、特別の法律により法人の発行した債券又は外国若しくは外国法人の発行する公債若し

くは社債(以下「公債等」という。)で返還されなかつたもののうち補償時まで償還期限が到来して

いるものについて生じた損害額は、その公債等の元本の額とその公債等に附属していた利札の額との合計額とする。

2

返還されなかつた公債等で補償時まで償還期限が到来していないものについて生じた損害額は、その公債等の補償時における時価と補償時まで支拂期限の到来している利札の額との合計額とする。

(工業所有権の損害)

第九條 専用権(旧工業所有権戦時法(大正六年法律第二十一号)第五條の規定により専用することの免許を受けた者の権利をいう。以下同じ)を設定された特許発明に係る特許権(連合国人工業所有権戦後措置令(昭和二十四年政令第三百九号)第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く)について生じた損害額は、その専用権者がその特許権の存続期間中その特許発明を実施した場合において支拂うべきであつた特許実施料に相当する金額からその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

2

戦時特別措置によつて取り消され、又は特許権者である連合国人の自由な意思に基かないで譲渡された特許権(連合国人工業所有権

戦後措置令第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く)につ

いて生じた損害額は、その特許権が存続すべかりし期間中に、その特許発明を実施した者が支拂うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

3

特許料は不納又は存続期間の満了によつて消滅した特許権(連合国人工業所有権戦後措置令第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く)について生じた損害額は、その特許料が納付され、又はその特許権の存続期間の延長が申請されていたらばその特許権が存続すべかりし期間中にその特許発明を実施した者が支拂うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

4

前三項の規定において、特許発明を実施した者がその実施した特許発明につき支拂うべきであつた特許実施料は、その特許権について開戦時において実施契約が存していたときは、その実施契約に定められていた特許実施料、開戦時において実施契約が存していな

5

前項に規定する実施契約中に特許権者が実施権者に対し履行すべき義務又は実施権者が特許権者から受けることができる利益について定めるときは、第一項から第三項までに規定する期間中その義務が履行されず、又はその利益を受けることができなかつたことにより特許発明を実施した者が受けた不利益を参しやくして、その者が支拂うべき特許実施料を計算することができ

6

第二項から前項までの規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。

(商標権の損害)

第十條 戦時特別措置による取消又は存続期間の満了によつて消滅した商標権について生じた損害額は、その商標を使用した者がその商標を使用したことによつて受けた利益に相当する金額とその商標の信用を開戦時の状態に回復するため補償時において必要な金額との合計額とする。

(株式の損害)

第十一條 第二條第二項第二号及び第三号に掲げるものの以外の会社の株式について生じた損害額は、当該株式の発行会社について第十二條の規定により計算した損害額に、開戦時における当該会社の拂込済資本金の額に對し連合国人が開戦時において有していた当該会

つたときは、その特許権と類似の特許権について開戦時において存していた実施契約に定められていた特許実施料の計算方法に準じて算出する。

5 前項に規定する実施契約中に特許権者が実施権者に対し履行すべき義務又は実施権者が特許権者から受けることができる利益について定めるときは、第一項から第三項までに規定する期間中その義務が履行されず、又はその利益を受けることができなかつたことにより特許発明を実施した者が受けた不利益を参しやくして、その者が支拂うべき特許実施料を計算することができ

6

第二項から前項までの規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。

(商標権の損害)

第十條 戦時特別措置による取消又は存続期間の満了によつて消滅した商標権について生じた損害額は、その商標を使用した者がその商標を使用したことによつて受けた利益に相当する金額とその商標の信用を開戦時の状態に回復するため補償時において必要な金額との合計額とする。

(株式の損害)

第十一條 第二條第二項第二号及び第三号に掲げるものの以外の会社の株式について生じた損害額は、当該株式の発行会社について第十二條の規定により計算した損害額に、開戦時における当該会社の拂込済資本金の額に對し連合国人が開戦時において有していた当該会

社の株式の拂込済株金額が有する割合を算して得た金額とする。

2 返還前に残余財産の分配が行われた会社の株式について生じた損害額は、返還時前の分配額に相当する金額を前項の金額に加算した金額とする。

(会社の損害額の計算)

第十二條 会社の損害額は、開戦時において当該会社が本邦内に有していた財産について生じた第四條第一項に規定する損害額を第五條から前條までの規定に準じて算出した金額から左に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 会社が企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）に規定する特別損失又は確定損を生じたものである場合において、当該特別損失又は確定損が債務の切捨てによつて補てんされたときは、その切捨てられた債務のうち会社が開戦時において有していたものの額

二 会社が戦争の結果受けた損害を補てんするため減資した場合において、連合国人以外の株主の拂込によつてその資本を補充したときは、その補充した金額

三 会社が開戦時において有していなかつた財産で補償時において有しているものの時価がその取得価額をこえるときは、その超過額

(合併した会社等の株式の損害額)
第十三條 開戦時後株式の発行会社が合併し、又は分割した場合にお

ける株式の損害額は、前二條の規定の例に準じて計算するものとする。

第三章 補償金の支拂

(補償金額)

第十四條 第三條第四項又は第五項の規定により日本政府に対し補償を請求することができる者（以下「請求権者」という。）に支拂われる補償金額は、前章の規定により算出された損害額から左の各号に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属していた資金のうち、請求権者又はその代理人によつて引き出された金額

二 請求権者が開戦時において有していた財産又はその果実によつて戦時特別措置として弁済された当該請求権者が開戦時において有していた債務の額

三 返還された財産が返還時において開戦時よりも価値が増加していた場合において、返還を受けた者がその価値増加分の除去を要求しなかつたときは、補償時におけるその価値増加分の価値に相当する金額

(補償請求の方法及び期限)

第十五條 請求権者は、その所属する国の政府を経てその国と日本国との間の平和條約の効力発生時から十八月以内に、日本政府に対し、補償金支拂請求書を提出しなければならない。

2 前項に規定する補償金支拂請求書には、請求権者が第三條第四項又は第五項の規定により補償の請求をすることができるものである

こと及び請求する補償の内容を明らかにした書類を添附しなければならない。

3 請求権者が第一項に規定する期間内に補償金支拂請求書を提出しないときは、その請求権者は、補償金の支拂請求権を放棄したものとみなす。

(補償金額の支拂)

第十六條 日本政府は、前條第一項の規定により補償金支拂請求書が請求権者から提出されたときは、これを審査し、その請求金額を支拂うべきものであると認めるときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支拂わなければならない。

2 日本政府は、補償金支拂請求書を審査した結果、その請求金額が請求権者に支拂うべき金額と異なると認めるときは、支拂うべきであると認めた金額を請求権者に通知しなければならない。

3 請求権者は、前項の規定により通知された金額に異議がないときは、その金額の支拂を日本政府に対し請求することができる。

4 日本政府は、前項の規定により同項の金額の支拂を請求されたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支拂わなければならない。

(補償金の円貨による支拂)

第十七條 前條の規定により支拂うべき補償金は、本邦内において円貨で支拂われるものとし、その受領者による外国向送金について、外国為替に關する法令に従うものとする。

2 日本政府は、第七條から第九條までに規定する金銭債権、公債等

又は特許実施料が円貨以外の通貨（以下本項において「外貨」という。）により表示され、外貨により支拂われるべきものである場合又は円貨で表示されているが特約をもつて確定換算率により換算された外貨で支拂われるべきものと定められている場合においては、補償金の外貨による支拂を承認するものとし、日本の為替状態の許す最もすみやかな時期において、外国為替に關する法令の規定に従い、請求権者が補償金の外貨による支拂を受けることができるようにしなければならない。

3 前項の場合において、請求権者が補償金の円貨による支拂を承認したときは、日本政府は、その補償金を補償時の公定外国為替相場により換算した円貨で支拂うことができる。

(補償金に対する異議)
第十八條 請求権者は、第十六條第二項の規定により通知された金額に異議があるときは、同項の通知を受けた日後三月以内に、第二十条に規定する連合国財産補償審査会に再審査を請求することができる。

2 請求権者は、連合国財産補償審査会に対し、自ら同審査会に出頭して意見を陳述すること又は代理人を同審査会に出頭させて意見を陳述させることを請求することができる。

3 前二項の規定は、日本政府と当該請求権者の所属する国の政府との間に特別の協定がある場合には適用しない。

(二) 会計年度における補償金の支拂の限度
第十九條 日本政府は、支拂うべき補償金額の合計額が会計年度において百億円を超過するときは、その超過額に相当する補償金は、翌会計年度において支拂うものとする。

第四章 連合国財産補償審査会

第二十條 日本政府は、第十八條の規定に基き再審査の請求を審査させるため、大蔵省に連合国財産補償審査会を置く。

2 連合国財産補償審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(課税上の特例)

第二十一條 この法律により連合国人が受領する補償金には、租税を課することができない。

2 この法律により連合国人が受領する補償金については、当該連合国人に対し租税を課することはできない。

(書類の提供)

第二十二條 請求権者は、補償金を請求するため必要がある場合においては、その請求権の立証のために必要な本邦内にある書類の写を提供すべきことをその所属する国の政府を経て、日本政府に対し請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつたときは、その請求に係る書類の写を無償で請求権者に提供しなければならない。

(費用の支拂)

第二十三條 請求権者は、その請求

権の立証のために必要な費用を本邦内で支出したときは、その所属する国の政府を経て、日本政府に対しその支出した金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつた場合において、その金額が合理的なものと認めるときは、その請求に係る金額を請求権者に支拂わなければならない。

(報告等の徴収)

第二十四條 日本政府は、連合国人の財産について生じた損害額の調査に關し必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、その財産について權利若しくは義務を有していた者又は有している者で請求権者以外のものから報告又は資料を徴することができる。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、平和條約の最初の効力發生の日から施行する。

十月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律

会社利益配当等臨時措置法（昭和二十二年法律第九十号）は、廃止

する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。